

令和9年4月15日から

福祉ポイントがタクシーで利用開始

ID 1004277

高齢者外出支援事業の申請が始まります

高齢者外出支援事業(※1)では、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進などを目的とし、公共交通の乗車運賃として利用できる福祉ポイントを交通系ICカード「totra」に付与しています。令和9年4月からは、マイナンバーカードを使ってタクシーが利用できるようになります。

高齢福祉課 ☎(632)2360



タクシーで福祉ポイントが利用できるようになります



公共交通を利用することが難しい人も、令和9年4月から、福祉ポイントをタクシー運賃として利用できるようになります。なお、タクシー運賃として利用する場合には、マイナンバーカードに福祉ポイ

ントを付与する必要があります。

▼利用期限 令和10年4月14日。

▼対象 市内在住で令和10年3月末時点で70歳以上の人。

▼付与ポイント数 1万ポイント(1万円相当分)。



交通手段を選択して、福祉ポイントを申請しよう



福祉ポイントの利用開始希望日によって、申請時期や申請会場が異なります(下の図の通り)。

⚠ 注意 ⚠

公共交通かタクシーのいずれかを選んで、その交通手段に応じたカードに福祉ポイントを付与します。

利用開始日を選ぶ

令和9年4月15日から利用したい

令和9年4月26日から利用したい

利用する交通手段を選ぶ

利用する交通手段を選ぶ

タクシー



マイナンバーカード



に付与

バス、ライトライン、
地域内交通



totra



に付与

タクシー



マイナンバーカード



に付与

バス、ライトライン、
地域内交通



totra



に付与

申請には事前予約が必要です

予約方法など、詳しくは、13ページをご覧ください。

▼申請会場 市役所16階A会議室、平石区(下平出町)、富屋区(徳次郎町)、姿川区(西川田町)、河内区(岡本町)。

▼申請期間 12月16日～令和9年3月17日。

▼1回の乗車で利用できるポイント数 500ポイント。

▼申請会場 市役所14階D会議室、総合コミュニティセンター(明保野町)。

▼申請期間 令和9年4月15～23日。

▼1回の乗車で利用できるポイント数 制限なし。

福祉ポイントは、「マイナンバーカード」か「totra」のいずれかにしか付与できませんのでご注意ください。

▼申請会場 市役所14階D会議室、各区・団。ただし、5月17日以降の市役所での申請は、高齢福祉課(市役所2階)。

▼申請期間 令和9年4月26日～令和10年3月31日。

▼1回の乗車で利用できるポイント数 マイナンバーカード=500ポイント。totra=制限なし。



タクシーが
利用できる

マイナンバーカードに福祉ポイントを付与する際の事前申請

問 高齢福祉課 ☎(632)2360

令和9年4月15日からタクシーで福祉ポイントを利用するためには、12月16日～令和9年3月17日に事前申請が必要です。令和9年4月は、申請窓口の混雑が予想されますので、事前申請での手続きを活用してください。

STEP 1

事前申請の予約

12月16日～令和9年3月17日に事前申請を行うには、予約が必要です。

■ 予約受け付け

▼ 期間 11月9日～3月16日。

▼ 予約方法 専用の予約サイトに必要事項を入力するか、電話で、市コールセンター ☎0570(666)716(※2)へ。市コールセンターの予約受付時間は、午前8時30から午後5時15分(土・日曜日、祝休日は除く)です。



▲専用予約サイトQR

STEP 2

窓口でポイント付与の手続き

STEP 1 で予約をした日時に、ポイント付与の手続きを行います。マイナンバーカードをお持ちのうえ、予約会場へお越しください。

代理人による申請も可能ですが、同一住所の親族以外が申請する場合は、委任状が必要になります。

手続きについて、詳しくは、市コールセンターへお問い合わせください！



⚠ 申請前にチェックしよう ⚠

問 市民課 ☎(632)5266

申請前に、マイナンバーカードの暗証番号や有効期限を確認してください。暗証番号の再設定や、マイナンバーカード本体と電子証明書の更新手続きは、市民課(市役所1階)や各(区)・(市)で行うことができます。カード本体の更新は、申請から交付までに2カ月程度かかりますので、早めに手続きをしてください。

▼ マイナンバーカードの暗証番号を確認

マイナンバーカードに福祉ポイントを付与する際に、マイナンバーカード作成時に登録した「利用者証明用電子証明書」の4桁の暗証番号が必要です。

▼ 有効期限を確認

マイナンバーカード本体と電子証明書の有効期限が切れている場合、ポイントを付与することができません。電子証明書の有効期限は、発行時または更新時にカードへ手書きしている場合があります。



ここに記載されているのは、カード本体の有効期限です。

ここに電子証明書の有効期限を手書きで記載している場合があります。

～ 令和8年4月1日以降に運転免許証を自主返納した人へ ～

高齢者運転免許証自主返納促進事業(※1)

ID 1003487

問 生活安心課 ☎(632)2264

70歳以上で、令和8年4月1日以降に運転免許証を自主返納した人は、高齢者外出支援事業の福祉ポイントに加えて、1万円分の福祉ポイントをtotraまたはマイナンバーカードに付与することができます。

マイナンバーカードへの福祉ポイントの付与を希望する人は、12月16日から、高齢者外出支援事業と合

わせて、上記により事前申請を行うこともできます。totraへの福祉ポイントの付与を希望する人は、令和9年4月15日から申請を受け付けます。

▼ 対象 次のすべてに当てはまる人。① 免許返納時および申請時に市内在住者
② 運転免許証返納時に70歳以上の人。



👉 注意

- ▼ 申請回数は一生涯に1回限りです。
- ▼ 申請の際は、マイナンバーカードと「申請による

運転免許の取消通知書(運転免許証返納時に警察から交付される書類)が必要になります。